

座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、沖縄県が実施する緊急事態措置に基づき、離島への来島自粛、船舶の運休等により、その事業を休止し、または感染拡大防止の対策等を行う事業者に対し、予算の範囲内で交付する、座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）交付事業を円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 協力金の交付の対象となる者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 座間味村内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者で1人1事業者までとする。
- (2) 令和2年4月1日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
- (3) 交付申請日又は交付決定日において倒産又は廃業していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(交付金額)

第3条 協力金の交付金額は次のとおりとする。

基本協力金 15万円

滞納者 5万円

※令和元年度以前、村税または公共料金を滞納している者（同一生計者、未申告者も含む）

次の各号に掲げる要件を満たす場合は基本協力金に加算する。

- (1) 令和2年4月24日から5月6日までの期間に、休業した事業者に対して5万円（滞納者2万5千円）
- (2) 前号には該当しないが、令和2年4月24日から5月6日までの期間に、感染拡大防止の対策（営業時間の短縮等）を行った事業者に対して3万円（滞納者1万5千円）
- (3) 沖縄県が実施する感染症拡大防止協力金（緊急事態措置に基づく休業要請対象事業者）、感染症防止対策緊急支援金（飲食店）、感染症防止対策支援金（小売業等）に該当しない事業者に対して5万円（滞納者2万5千円）

(交付申請)

第4条 協力金の交付を受けようとする者は、座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長が定める期日までに、

村長へ提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 営業の実態がわかる書類（営業許可証）
- (3) 休業、営業時間の短縮、感染拡大防止対策を講じた事がわかる書類（HP 等の画面印刷、店頭への張り紙等）
- (4) 確定申告書（令和元年分）
- (5) 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- (6) 振込口座の写し

（交付決定及び通知）

第5条 村長は、前条の申請書を受理した時は、速やかに、その内容を審査し、その適否、交付金額を決定し、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により協力金の交付を決定した時は、座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により協力金の不交付を決定した時は、座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付）

第6条 村長は前条の規定により協力金の交付を決定した場合、申請者に対し協力金を交付する。

（交付決定の取消し又は協力金の返還）

第7条 村長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第8条 村長は、申請者及び協力金の交付を受けた者に対し、協力金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査することができる。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第9条 協力金の交付を受ける見地は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和2年7月31日までの間に交付申請された協力金について適用する。